

成果目標に関する調書

No.	政策名	会計別		成果目標			成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)	20年度 予算額(千円)
		一般	特会	有無	定量化	性質別					
1	地球温暖化対策の推進	○	○	○	○	1	①2008年(平成20年)から2012年(平成24年)のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年(1990年(平成2年))総排出量の0.6%相当分の増加に抑制し、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量の1.2%相当分削減する。また、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の代替フロン等3ガスの排出量を1995年(平成7年)比で基準年総排出量の0.1%相当分程度の増加に抑える。(温室効果ガスの総排出量:11億6,300万CO2換算^ト、エネルギー起源二酸化炭素の排出量:10億5,600万CO2換算^ト、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量:1億2,400万CO2換算^ト、代替フロン等3ガスの排出量:5,100万CO2換算^ト) ②京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。(温室効果ガスの吸収量:4,767万CO2換算^ト) ③我が国における京都メカニズム(CDM・JI・国際排出量取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%)に相当するクレジットを取得する。(クレジット取得量:約1億CO2換算^ト)	○地球温暖化対策の推進に関する法律 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	【達成度を判断するための主な指標】 ①温室効果ガスの総排出量 ②エネルギー起源二酸化炭素の排出量 ③非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 ④代替フロン等3ガスの排出量 ⑤温室効果ガスの吸収量 ⑥クレジット取得量	67,231,255	78,697,129
2	地球環境の保全	○		○	○	1	①オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量:0、業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率:60以上%、PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値:減少傾向を維持) ②「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」及び調査研究の国際的な協調、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、東アジア地域における酸性雨問題の解決を目指すとともに、北東アジア地域において国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立及び国内モニタリングを進めることで黄砂問題の解決を目指す。(EANETモニタリング(酸性沈着)地点数:47地点、EANET分析精度管理目標達成率:100%、酸性雨モニタリング地点数:31地点、国内ライダー設置地点数(環境省設置地点):9(5)地点)	○オゾン層の保護のためのウィーン条約 ○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法) ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法) ○特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) ○使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ○1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL(海洋汚染防止条約)73/78条約) ○1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)及び同条約96年議定書	【達成度を判断するための主な指標】 ①ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量 ②業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率 ③PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値 ④EANET分析精度管理目標達成率 ⑤陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量	6,307,886	6,586,809

成果目標に関する調書

No.	政策名	会計別		成果目標			成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)	20年度 予算額(千円)	
		一般	特会	有無	定量化	性質別					
(2)	地球環境の保全	○		○	○	1	③海洋環境保全に関する各条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を図る。(陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量:284万トﾝ) ④環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。(南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率:100%)	○北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP) ○船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(バラスト水条約) ○深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約) ○生物多様性条約 ○南極地域の環境の保護に関する法律			
3	大気・水・土壌環境等の保全	○		○	○	1	①固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。(全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率:100%、全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率:100%、大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率:100%) ②騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。(各種騒音に係る環境基準達成率:100%) ③水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。(健康項目基準達成率:100%、生活環境項目(BOD/COD)基準達成率:100%、各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]、瀬戸内海等各水域における水質環境基準の達成率:100%等) ④土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。(農用地土壌汚染対策地域の指定解除率:100%、土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率:100%、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率:100%) ⑤ダイオキシン類について、総排出総量を平成22年までに平成15年比で約15%削減し、環境基準の達成率を100%にする。また、農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。(ダイオキシン類排出総量削減率:15%、ダイオキシン類に係る環境基準達成率:100%、新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数:300)	○大気汚染防止法 ○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法) ○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 ○悪臭防止法 ○騒音規制法 ○振動規制法 ○水質汚濁防止法 ○工業用水法 ○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 ○湖沼水質保全特別措置法 ○瀬戸内海環境保全特別措置法 ○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律 ○土壌汚染対策法 ○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ○ダイオキシン類対策特別措置法 ○農薬取締法 ○公害防止用設備に係る税制優遇、自動車税のグリーン化等の税制優遇 ○日本政策投資銀行等による低利融資	【達成度を判断するための主な指標】 ①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率 ②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 ③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 ④騒音に係る環境基準達成率 ⑤航空機騒音に係る環境基準達成状況 ⑥新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況 ⑦健康項目基準達成率 ⑧生活環境項目(BOD/COD)基準達成率 ⑨各湖沼水質保全計画に定める目標値 ⑩各水域における水質環境基準の達成率 ⑪地下水基準達成率 ⑫年間2cm以上の地盤沈下面積 ⑬湧水の把握件数 ⑭農用地土壌汚染対策地域の指定解除率 ⑮土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率 ⑯ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率 ⑰ダイオキシン類排出総量削減率 ⑱ダイオキシン類に係る環境基準達成率	4,317,136	4,329,569

成果目標に関する調書

No.	政策名	会計別		成果目標			成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)	20年度 予算額(千円)
		一般	特会	有無	定量化	性質別					
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	○		○	○	1	①循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。(資源生産性:39万円/トン、循環利用率:14%、最終処分量:28百万トン) ②各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する。 ○容器包装リサイクル法による分別収集量(単位:千トン) ア. 無色のガラス製容器:395、イ. 茶色のガラス製容器:340、ウ. その他のガラス製容器:196、エ. 紙製容器包装:199、オ. ペットボトル:345、カ. プラスチック製容器包装:1,011、キ. 鋼製容器包装:388、ク. アルミウム製容器包装:172、ケ. 段ボール:774、コ. 飲料用紙製容器:32 ○家電リサイクル法における再商品化率(%) ア. 家庭用エアコン:60 イ. テレビ:55 ウ. 冷蔵庫:50 エ. 洗濯機:50 ○食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率:20% ○建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%) ア. コンクリート塊:95 イ. アスファルト・コンクリート塊:95 ウ. 建設発生木材:95 ○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] ア. デスクトップ:50、イ. ノートブック:25、ウ. ブラウン管式表示装置:55、エ. 液晶式表示装置:55、オ. ニカド電池:60、カ. ニッケル電池:55、キ. リチウムイオン電池:30、ク. 小形シール鉛蓄電池:50 ○自動車リサイクル法における再資源化率(%) ア. 自動車破砕残さ:30、イ. ガス発生器(エアバッグ類):85 ③一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。(一般廃棄物の排出量:49百万トン、一般廃棄物のリサイクル率:24%、一般廃棄物の最終処分量6.4百万トン、一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量:51g-TEQ/年) ④産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。(産業廃棄物の排出量:458百万トン、産業廃棄物のリサイクル率47%、産業廃棄物の最終処分量:30百万トン、産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量:50g-TEQ/年、高圧トランス等(PCB廃棄物)の保管量:0) ⑤廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止、特別管理廃棄物の適正な処理の確保並びに廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。(産業廃棄物の不法投棄件数、産業廃棄物の不法投棄量:H11年度に対し概ね半減、5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数:0) ⑥環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。(浄化槽の普及率:11%)	○循環型社会形成推進基本法(循環基本法) ○循環型社会形成推進基本計画(循環基本計画) ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法) ○特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法) ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ○使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) ○資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法) ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法) ○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産業特措法) ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法) ○浄化槽法 ○再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置 等	【達成度を判断するための主な指標】 ①資源生産性 ②循環利用率 ③最終処分量 ④容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 ⑤家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率 ⑥食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率 ⑦自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器の再資源化率 ⑧一般(産業)廃棄物の排出量 ⑨一般(産業)廃棄物のリサイクル率 ⑩一般(産業)廃棄物の最終処分量 ⑪一般(産業)廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量 ⑫高圧トランス等(PCB廃棄物)の保管量 ⑬産業廃棄物の不法投棄件数 ⑭産業廃棄物の不法投棄量 ⑮5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数 ⑯浄化槽の普及率	92,247,028	87,890,624

成果目標に関する調書

No.	政策名	会計別		成果目標			成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)	20年度 予算額(千円)
		一般	特会	有無	定量化	性質別					
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	○		○	○	1	①生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。(モニタリングサイト設置数:1,000箇所) ②原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。(国立公園計画の点検実施済地域数:57地域、自然再生推進法に基づく協議会数、環境省の自然再生事業実施地区数:増加傾向を維持) ③希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物対策の推進、侵略的な外来生物対策の推進、等により生物多様性等への影響を防止する。 ④自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。 ⑤自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、温泉の適正な利用を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成する。(エコツアー総覧の年間アクセス件数:21年度末時点で17年度比の50%増)	○自然環境保全法 ○自然公園法 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ○二国間渡り鳥等保護条約 ○ワシントン条約 ○生物多様性条約第10回締約国会議等に関する閣議了解 ○自然再生推進法 ○自然環境保全法 ○自然公園法 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法) ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) ○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法) ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法) ○ラムサール条約 ○動物の愛護及び管理に関する法律 ○温泉法 ○エコツーリズム推進法	【達成度を判断するための主な指標】 ①モニタリングサイト設置数 ②国立公園計画の点検実施済地域数 ③自然再生推進法に基づく協議会数 ④環境省の自然再生事業実施地区数 ⑤都道府県等による大ねこの引取り数 ⑥エコツアー総覧の年間アクセス件数	16,049,556	15,836,610
6	化学物質対策の推進	○		○	○	1	①化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価するとともに、そのための基礎データを収集する。(化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数:379物質、PRTR対象物質等に対する基礎情報収集対象物質数:295物質) ②化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。(既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計):130物質、PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量)	○ダイオキシン類対策特別措置法 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	【達成度を判断するための主な指標】 ①化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数 ②PRTR対象物質等に対する基礎情報収集対象物質数 ③既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計) ④PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量 ⑤化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計) ⑥化学物質と環境円卓会議開催回数	2,490,165	2,517,602

成果目標に関する調書

No.	政策名	会計別		成果目標			成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)	20年度 予算額(千円)
		一般	特会	有無	量化	性質別					
(6)	化学物質対策の推進	○		○	○	1	③リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。(化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計):354物質) ④化学物質関係の各条約(POPs条約、PIC条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。 ⑤平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				
7	環境保健対策の推進	○		○		1	①公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。 ②水俣病については、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。 ③石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。 ④近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ○花粉症と一般環境との関係 ○本態性多種化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症) ○環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等)	○公害健康被害の補償等に関する法律 ○石綿による健康被害の救済等に関する法律	—	22,317,748	22,888,073
8	環境・経済・社会の統合的向上	○		○	○	1	①市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、「環境と経済の好循環」を実現することにより、「健やかで美しく豊かな環境先進国」を目指す。(環境ビジネスの市場規模:約50兆円、環境ビジネスの雇用規模:約140万人、地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率:ア. 地方公共団体 100%、イ. 上場企業 約50%、ウ. 非上場企業 約30%)	○環境基本法・環境基本計画 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	【達成度を判断するための主な指標】 ①環境ビジネスの市場規模 ②環境ビジネスの雇用規模 ③地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率 ④地域環境総合計画策定団体率		

成果目標に関する調書

No.	政策名	会計別		成果目標			成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	19年度 予算額(千円)	20年度 予算額(千円)
		一般	特会	有無	定量化	性質別					
(8)	環境・経済・社会の統合的向上	○		○	○	1	②情報提供の充実等により、地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。(地域環境総合計画策定団体率、環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴うCO₂排出削減量: 51,000CO₂換算ト) ③国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。(地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数: 増加傾向を維持、環境らしんばん登録団体数: 2,000団体) ④NPOや事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成する。(環境カウンセラーの登録者数(累計): 5,500人、子どもエコクラブの会員数: 110,000人)	○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 ○自動車税のグリーン化等	⑤環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴うCO₂排出削減量 ⑥地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数 ⑦環境らしんばん登録団体数 ⑧環境カウンセラーの登録者数(累計) ⑨子どもエコクラブの会員数	1,168,704	1,170,080
9	環境政策の基盤整備	○		○	○	1	①各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。 ②環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境アセスメント制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。 ③環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種の研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。(ナノテクノロジーを活用した環境技術開発: 6技術(H21年度末)、環境技術の環境保全効果等の実証体制確立分野数: 8分野以上) ④環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。(環境情報に関する国民の満足度: 90%)	○環境影響評価法 ○環境技術・環境技術開発の推進戦略について(答申)	【達成度を判断するための主な指標】 ①ナノテクノロジーを活用した環境技術開発数 ②環境技術の環境保全効果等の実証体制確立分野数・着手分野数 ③環境情報に関する国民の満足度	25,668,817	24,414,374